

今期中期目標期間終了時における国民生活センター積立金の国庫納付の延期について

平成 25 年 2 月 12 日
消費者庁地方協力課

1. 国民生活センターの国への移行について

国民生活センターの国への移行について、森内閣府特命担当大臣から、平成 25 年度中の移行はしないこととし、国民生活センターの在り方については、国へ移行するという選択肢も含めて、あらゆる選択肢を排除せず検討するとの方針が示された。したがって、次期中期目標期間中に国に移行されることを前提とした、移行に伴う経費（＝解散・清算処理に必要な財源）の確保が引き続き必要となっている。この移行に伴う経費は、具体的金額を現時点で確定させることができないため、十分に大きな金額を準備しておく必要がある。

具体的には、例えば、国へ移行する場合、移行時に国家公務員としての採用を求めず、独立行政法人の職員として（退職金を受領して）退職する職員が出る可能性もあるが（もともと退職間近の職員で、独法職員であるうちに退職した方が退職金の金額が大きくなるケース等）、こうした職員が実際にどれほど出るかを現時点で見通す（あらかじめ金額を確定させる）ことはできない。このほか、契約処理など不測の事態に対処するため、相当程度の資金を保有しておく必要がある。

2. 積立金の次期中期目標期間への繰越しについて

独立行政法人の積立金の次期中期目標期間への繰越しについては、平成 18 年 6 月に総務省行政管理局が定めた「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」において、一般的な考え方が示されている（別紙参照）。これによると、経営努力が認定された目的積立金や研究資金など、合理的な理由がある場合に限り繰り越すことができるという一般的考え方が示されている。

本件のような中期目標期間中における国への移行による独立行政法人の解散・清算処理を行う場合、上記で示されている例示ではないが、国への移行のために必要となる可能性のある経費（バッファー資金）を確保するため、所定の手続きを経て 24 年度末の国庫返納を解散時まで延期し、清算処理時に一括清算する（＝24 年度末時点において積立金を繰り越す）ことは、例示の場合と同様、合理的な理由があると考えられる。

3. 対応案

以上より、国民生活センターの積立金については、次期中期目標期間における国への移行に伴う解散・清算処理に必要となるバッファ資金を確保するため、中期目標期間終了時の積立金の国庫納付を延期することとし、センター法第43条の規定に基づき、次期中期目標期間に繰り越すこととしたい。

なお、平成23年10月の行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会ワーキンググループ中間報告において、平成20年度補正予算に由来する運営費交付金については、中期目標期間終了時に国庫返納する旨当庁から回答していることから、同補正予算に由来する約7億円については今年度国庫納付することとし、それ以外の約9億円について、今年度の国庫納付を延期することとしたい。

4. 積立金を繰り越す場合の手続きについて

独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日）第81の規定に基づき、運営費交付金債務として整理し、同債務は中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において全額収益に振り替えなければならないとされている。また、同会計基準第96の規定に基づき、未処分利益は積立金として整理しなければならないとされている。

他方、積立金の処理については、独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律123号、以下「センター法」という。）第43条の規定に基づき、中期目標期間の最後の事業年度に係る積立金があるときは、内閣総理大臣の承認を受けた金額を次の中期目標の期間に係る中期計画に定めるところにより、国民生活センターの業務の財源に充てることができるとされている。

なお、内閣総理大臣の承認に当たっては、あらかじめ、内閣府独立行政法人評価委員会に意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないとされている。

次期中期目標期間への積立金の繰越しについて

平成18年6月22日
平成19年7月4日改定
総務省行政管理局
(独立行政法人総括)

標記については、各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。

1 原則的な考え方

本来、積立金は原則国庫納付するものであるが、

- ① 経営努力が認定された目的積立金(通則法第44条第3項)については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
- ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合、
- ③ 国庫納付する現金がなく、その点について合理的理由がある場合については、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられる。

2 次期中期目標期間に繰り越すことができる場合の主な例

一般的に、次のような場合には次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるが、個別の事情を考慮して更に検討する必要がある。

- ① 研究開発を行う独立行政法人において経営努力が認定された目的積立金について、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合であって、次期中期目標を達成するために、i)研究開発のための施設・設備の整備や用地の取得を行う場合、ii)実施すべき研究開発プロジェクトがある場合
- ② 競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予想し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期目標期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期目標期間への繰越しが必要になる場合
- ③ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合
- ④ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定が計上されている場合
(注)③、④のような場合は、積立金のうち簿価相当額の貨幣資産が償却資産として拘束されているためである。

なお、上記については、中期計画に照らし、業務上真に必要と認められる場合でなければならない。

3 ファイナンスリースに係る損益差額(運営費交付金を収益化して支払った場合)

実際に支払うリース料に応じて運営費交付金を収益化した結果、契約期間の途中においては損失が生じるものがある(リース契約期間終了時には損益はゼロとなるものである)。その結果、中期目標期間の終了時にファイナンスリースに係る差損が生じた場合には、当該部分に関しては積立金が発生しないため、国庫納付は行われまいことと考えられる。